

弁理士 鎌田の明細書等作成ノウハウ

弁理士 鎌田の明細書等書面作成上の留意ポイントを少しだけご紹介します。

1、 文章は3行以内とする。

→長い文章は、修飾対応関係が不明確となりがちです。修飾関係を明確にして読み手に伝達し易い文章とするためには、長すぎる文章は禁物です。

2、 動詞に対する主語、主体を明記する。

→文章の中に主語がなくても日本語であれば通用します。しかし、複数の動作や処理が記載される一つの文章は、各動作や処理に対応する主語を記載することで、動作等の主体が明確となります。これにより文章が明確化するだけでなく、後日の英訳がスムーズにできるので、誤訳等のミスも低減されることとなります。

3、 特許請求の範囲に記載されたクレームは必ず図示(図示可能と)する。

→権利化したいクレームの構成要素が図示されているだけでなく、構成要素間の相対関係が明確であることが必要です。権利化したい対象範囲が明確になるとともに、いわゆるピクチャークレームとして米等国における手続時に有利になります。

4、 権利化対象が物である場合には、その物の作り方やその物の使い方も検討して記載する。

→当業者が実施できる程度に発明を開示することの指標となります。

また、EUでの権利化手続きの際には有利になります。

さらに、作り方や使い方を検討する過程で、発明のバリエーションが広がり周辺特許を権利化して回避技術をも押さえ、より厚く保護することが可能となります。

5、 最も権利化したい製品クレームを第3請求項までに配置する。

いわゆるシフト補正禁止に対応するクレーム作成となります。

最も権利化したいクレームを確実に審査してもらうために、包括的クレームである請求項1に従属させ、発明の特徴的部分を反映させることが好ましいです。

その上で、下位クレームとしてより限定したクレームやバリエーショ

ンクレームを作成します。

6、 その他

- ・方法のクレームが作成可能である場合には、原則として対応プログラムのクレームも作成する。

例えば通信装置であれば、

- ・送信装置での処理と受信装置での処理の置換可能性を検討する。
- ・権利化希望する処理に必要な構成要素（メモリ、第二演算部、タイマー、比較部）等を検討する。
- ・必要な構成要素で処理するデータの内容とバリエーションとを検討する。
- ・処理の時間（タイミング含む）、空間（処理素子含む）、対象、範囲、方法のバリエーションと必要な構成とを検討する。

また、例えば液圧ブレーキユニット（制御含む）であれば、

- ・基本的な共通構成部分（公知部分）の説明と、発明の特徴部分の説明とを分けて記載することが可能か検討する。
- ・ハード的な構成で処理するのかソフト的に処理して課題解決するのかを検討する。
- ・ハイブリッド回生装置への展開・相互作用を検討する。
- ・所定の条件と、その条件が充足される場合の動作処理と、の対応関係および対応バリエーションを検討する。

もちろん、発明に対応する技術への理解が深く、その理解に基づく発想や展開が豊かであることがよい代理人の条件となります。

- ① **ご発明の着想を温めておられる方、**
- ② **アイデアが浮かんだだけで発明といえるかどうか自信がない方、**
- ③ **実現できるか自信がないがアイデアがある方、**

このような方は、弁理士 鎌田にご相談ください！！

他人に権利化されるまえに、そのアイデアを発明として出願する手立てを弁理士 鎌田がご提供致します！！